

令和5年第2回臨時会  
斑鳩町議会会議録

令和5年5月9日  
午前9時10分 開会  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（13名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太朗
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷 容子	係長	吉川 也子
--------	-------	----	-------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副町長	加藤 恵三
教育長	山本 雅章	総務部長	西巻 昭男
政策財政課長	真弓 啓	税務課長	福田 善行
住民生活部長	栗本 公生	住民生活部次長	北 典子
子育て支援課長	中尾 歩美	国保医療課長	猪川 恭弘
都市建設部長	上田 俊雄	建設農林課長	手塚 仁
都市創生課長	福居 哲也	会計管理者	安藤 晴康
教育次長	本庄 徳光		

---

1, 議事日程

- 日程 1. 仮議席の指定について
- 日程 2. 議長の選挙について
- 日程 3. 議席の指定について

- 日 程 4. 会議録署名議員の指名について
- 日 程 5. 会期の決定について
- 日 程 6. 副議長の選挙について
- 日 程 7. 常任委員会委員の選任について
- 日 程 8. 議会運営委員会委員の選任について
- 日 程 9. 議長報告について
- (1) 常任委員会正副委員長互選結果について
- (2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について
- 日 程 10. 同意第 22 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて
- 日 程 11. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 12. 承認第 3 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 13. 承認第 4 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 14. 承認第 5 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 16 号）について）
- 日 程 15. 承認第 6 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 17 号）について）
- 日 程 16. 報告第 6 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 5 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について）
- 日 程 17. 報告第 7 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 5 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）について）
- 日 程 18. 報告第 8 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 5 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3

号) について)

追加日程 1. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

---

1, 本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

(午前9時10分 開会)

○議会事務局長（佐谷容子君） おはようございます。

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本臨時議会は、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、齋藤議員に臨時議長を務めていただきますので、齋藤議員には、議長席にお着き願います。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（齋藤文夫君） ただいま紹介されました齋藤です。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、令和5年第2回斑鳩町議会臨時議会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和5年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

皆様におかれましては、去る4月23日に執行されました町議会議員選挙において、見事ご当選の栄に浴され、誠におめでとうございます。心よりお喜びを申し上げます。

近年、急速な少子化の進展、頻発し激甚化する自然災害、深刻さを増す気候変動、加速するデジタル化による社会構造の変化、人々の価値観の多様化など、社会が大きく変化し続けております。このような先行きの見通せない不安な時代だからこそ、私は、しっかりと住民に寄り添い、諸課題にとりくんでいく所存でありますので、皆様の温かいご指導、ご鞭撻並びにご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会には、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてなど、9議案を付議させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（齋藤文夫君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりです。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 仮議席の指定を行います。議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっておりますので、議長の選挙が終了し、議長が就任するまで、ただいまの着席のとおり仮議席として指定します。

次に、日程2. 議長の選挙についてを議題とします。

暫時休憩します。

( 午前9時12分 休憩 )

( 午前9時25分 再開 )

○臨時議長（齋藤文夫君） 再開します。

議長の選挙については、投票により行うこととします。

議場の出入口を閉鎖します。

( 議場閉鎖 )

○臨時議長（齋藤文夫君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番溝部議員、3番中川議員を指名します。両議員には、よろしくお願ひします。

投票用紙を配布します。

投票は単記無記名であります。投票用紙の配布漏れはございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○臨時議長（齋藤文夫君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

( 投票箱点検 )

○臨時議長（齋藤文夫君） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

( 投票 )

○臨時議長（齋藤文夫君） 投票漏れはございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○臨時議長（齋藤文夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

溝部議員、中川議員の立ち会いをお願いします。

( 事務局長及び立会人 開票 )

○臨時議長（齋藤文夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち、中川議員9票、濱議員2票、

大森議員1票、溝部議員1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

ただ今の投票の結果、中川議員が当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖を解く )

○臨時議長(齋藤文夫君) ただいま議長に当選されました中川議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をします。

中川議員より、当選の承諾及び就任のあいさつをお願いします。

中川議員。

○3番(中川靖広君) 議長就任にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

多くの議員皆様方のご推挙をいただきまして、議長に就任いたしましたこと、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

私は、議長経験者ではありますが、15年という空白というんですか、があります。議長として行き届かぬ点多々あろうかと思いますが、皆様方のご指導、ご鞭撻、またご理解、ご協力を賜りまして、開かれた議会、また安心安全なまちづくりを理事者とともに協力しながら進めてまいりたい。そのような覚悟でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、議長就任のごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございます。

○臨時議長(齋藤文夫君) ありがとうございます。

議長に議長席にお着きいただくこととします。

議事運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

暫時休憩します。

( 午前9時36分 休憩 )

( 午前9時37分 再開 )

○議長(中川靖広君) 再開します。

日程3. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。現在、お座りいただいております仮議席を本議席として指定します。

続きまして、日程4. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において指名します。

4番小城議員、5番伴議員を指名します。両議員にはよろしくお願いいたします。  
続きまして日程5. 会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定されました。

続きまして、日程6. 副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

( 議場閉鎖 )

○議長(中川靖広君) ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、6番大森議員、7番嶋田議員を指名します。両議員にはよろしく申し上げます。

投票用紙を配布します。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱点検 )

○議長(中川靖広君) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

( 投票 )

○議長(中川靖広君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

大森議員、嶋田議員の立ち会いをお願いいたします。

( 事務局長及び立会人 開票 )

○議長(中川靖広君) 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 13 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、横田議員 6 票、井上議員 2 票、木澤議員 2 票、大森議員 1 票、溝部議員 1 票、宮崎議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

よって横田議員が当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖を解く )

○議長（中川靖広君） ただいま副議長に当選されました横田議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づき当選の告知をします。

横田議員より、副議長当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いします。

横田議員。

○9 番（横田敏文君） 副議長に選任いただきました。どうもありがとうございます。

副議長職をです、公明正大にかつ誠心誠意、斑鳩町発展のために頑張りたいと思います。皆様ご協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 次に、日程 7. 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

( 午前 9 時 50 分 休憩 )

( 午前 11 時 00 分 再開 )

○議長（中川靖広君） 再開します。

日程 7、常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名しますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名します。

総務常任委員会委員に、齋藤議員、小城議員、溝部議員、伴議員、嶋田議員、木澤議員、以上であります。次に、厚生常任委員会委員に、溝部議員、小城議員、横田議員、宮崎議員、濱議員、奥村議員、以上であります。次に、建設水道常任委員会委員に、伴議員、井上議員、大森議員、横田議員、宮崎議員、木澤議員、以上であります。次に、広報発行常任委員会委員に、濱議員、大森議員、齋藤議員、嶋田議員、井上議員、奥村議員をそれぞれ指名します。

常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり各委員会の委員を選任す

ることに決定しました。各委員会の皆さんには、よろしく申し上げます。

続きまして日程 8. 議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長において指名しますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

それでは議長より指名します。

議会運営委員会委員に、木澤議員、溝部議員、齋藤議員、嶋田議員、横田議員、宮崎議員、奥村議員をそれぞれ指名します。

議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。各委員の皆さんには、よろしく申し上げます。

続きまして日程 9. 議長報告を行います。

議長報告につきましては、事務局長から報告をいただきます。

佐谷議会事務局長。

○議会事務局長(佐谷容子君) それでは、私よりご報告します。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてです。総務常任委員会委員長に齋藤議員、副委員長に小城議員。厚生常任委員会委員長に溝部議員、副委員長に小城議員。建設水道常任委員会委員長に伴議員、副委員長に井上議員。広報発行常任委員会委員長に濱議員、副委員長に大森議員であります。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてです。議会運営委員会委員長に木澤議員、副委員長に溝部議員であります。以上でございます。

○議長(中川靖広君) ただいま事務局長から報告をしていただいたとおりであります。

皆さんにはよろしく申し上げます。

続きまして、日程 10. 同意第 22 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。地方自治法第 117 条の規定により嶋田議員の退席を求めます。

( 嶋田議員 退席 )

○議長(中川靖広君) 理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) 同意第 22 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることにつきまして、ご説明申しあげます。

本同意は、議会選出の監査委員の任期が、令和 5 年 4 月 29 日をもって満了したこと

により、監査委員の選任について議会の同意を求めるものです。

それでは、議案書を朗読させていただきます、ご説明といたします。

同意第 2 2 号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 5 年 5 月 9 日提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 斑鳩町興留 9 丁目 2 番 1 1 号

氏 名 嶋 田 善 行

生年月日 昭和 2 7 年 4 月 1 4 日

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

なにとぞ原案どおり、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

同意第 2 2 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意されました。

（ 嶋田議員 着席 ）

○議長（中川靖広君） 嶋田議員にお知らせします。斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意されました。

よろしく申し上げます。

続きまして、お手元に配布しております議事日程表の日程 1 1、承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）から、日程 1 8、報告第 8 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 5 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）について）まで、以上 8 議案を一括上程します。

町長から、本臨時会に付議されました 8 議案について、総括提案説明を求めます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日の総括提案説明は一部省略されますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

中西町長。

- 町長（中西和夫君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、総括提案説明の一部省略について議員の皆さまにご配慮いただき、ありがとうございます。

本臨時会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申しあげます。

- 議長（中川靖広君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 1 1. 承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、承認第 2 号については、委員会付託を省略します。

本案について、理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

- 総務部長（西巻昭男君） それでは、承認第 2 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第 2 号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和 5 年 5 月 9 日提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第4号

### 専決処分書

#### 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

斑鳩町長 中西 和 夫

本承認の内容については、議案書の末尾の要旨をもって、説明にかえさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案書末尾、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧ください。本条例は、令和5年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、令和5年4月1日から施行される内容に関し、本条例について速やかに整備する必要があったことから、令和5年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものです。

はじめに、1. 主な改正内容についてです。（1）個人町民税では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長として、適用期限を令和8年度まで3年延長します。なお、この特例措置の実績といたしましては、令和4年度はございませんでした。（2）固定資産税では、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設として、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定するマンションのうち、大規模修繕等が行われた特定マンションに係る区分所有の家屋について、工事が行われた年の翌年度の固定資産税を3分の1減額します。なお、この減額措置による町税への影響は1戸あたり2万円程度の減収を見込んでいます。（3）軽自動車税では、種別割のグリーン化特例の延長等として、燃費性能等の優れた軽自動車を、取得した日の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、段階的に重点化したうえで3年延長します。なお、この特例措置による町税への影響は、令和5年度は登録台数5台の4万500円の減収となります。

（4）その他法令の改正による条文整理等所要の改正として、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものです。

次に、２．施行期日等についてです。施行期日は、令和５年４月１日から施行します。  
また、その適用にあたっては、経過措置を設けています。

以上、承認第２号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第２号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第２号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、承認第２号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程１２．承認第３号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、承認第３号については、委員会付託を省略します。

本案について、理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、承認第３号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第３号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の

一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年5月9日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第5号

#### 専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

本承認の内容については、議案書の末尾の要旨をもって、説明にかえさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案書末尾、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧ください。本条例は、先の承認第2号と同様に、地方税法等の一部改正により令和5年3月31日付けで専決処分させていただいたものです。

はじめに、1. 主な改正内容についてです。（1）法令の改正による条文整理等所要の改正として、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものです。次に、2. 施行期日等についてです。施行期日は、令和5年4月1日から施行します。また、その適用にあたっては、経過措置を設けています。

以上、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申しあげます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第3号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程13. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号については、委員会付託を省略します。本案について、理事者の提案説明を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第4号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年5月9日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読をさせていただきます。

斑専第7号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきまして、ご説明申しあげます。議案書末尾の条例要旨をご覧ください。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承くださいませよう、よろしくお願いを申しあげます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和5年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることとなり、本条例につきましても、すみやかに整備する必要があったことから、令和5年3月31日に専決処分させていただいたものであります。1. 主な改正内容であります。はじめに（1）課税限度額の引き上げであります。後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものであります。次に（2）軽減判定所得の基準額の見直しであります。均等割額及び世帯別平等割額が5割軽減となる世帯では、被保険者数に乘じる額を28万5千円から29万円に。2割軽減となる世帯では、被保険者数に乘じる額を52万円から53万5千円に見直すものであります。2. 施行期日でございます。（1）施行期日は、令和5年4月1日から施行するものであります。（2）適用区分は、改正後の条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）のご説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議をいただき、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回の条例改正については、法改正に伴ってということで、毎年ではないんですけれども、これまでも十数回行われてきています。ここ数年は日本共産党としても賛成をしていたわけですが、その内容として高額所得者の負担を引き上げて、低所得者の負担を軽くすることで効果があるものだと理解はしてきましたけども、やはりですね、このやり方では構造的な問題が解決されないというふうに思うのと、あと、他の健康保険との格差が広がってしまうということで、国会のほうでも22年度の改定については反対をしています。そんな中、確認をしておきたいと思うんですけども、今回、限度額を負担することになる世帯収入がいくらにな

るのか、まず確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 今回、課税限度額引き上げによる限度額超過世帯については、令和4年度の当初課税ベースでございすけれども、42世帯でございす。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 令和4年度で42世帯だということで、今回改定されて、限度額になる世帯収入ですね、高い方当然あれなんですけど、一番低い方で上限にいつてしまう世帯というのは、標準世帯で年収いくらぐらいになるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 年収で申しあげますと、920万円程度で限度超過となる見込みでございす。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 920万円。平均よりは高いかもしれませんが、ものすごい高額所得者かというところ夫婦共働きでいうところまでいかないんじゃないかなと。一般世帯に入るんじゃないかなと私は思うんですけども。一方で、国保では920万の収入があると上限になってしまうということですけど、これ協会けんぽのほうですと、いくらぐらいの保険料になっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 全国健康保険協会の資料によりますと、奈良県の場合、月額で89,700円、年額で107万6,400円となるところでございす。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 年収920万円のかた、協会けんぽですと保険料が年額107万円なんですか。そんなことないと思うんですけど。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 申し訳ございませぬ。国保で920万円を超すと同じ世帯の協会けんぽの保険料になりますと、月額89,700円、年額107万6,400円。今回、国保が104万円の限度超過になりますんで、それと同じ数字になりますと、協会けんぽでは107万6,400円の保険料となります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 保険料としてはその額になるんでしょうけど、事業主負担がたぶん半分あると思いますんで、本人さんの負担はその半分ということで理解してよろし

いでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） おっしゃるとおり、事業主と折半されますので、個人負担は53万8,200円になります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） わかりました。やっぱり私の思っていたように、国保の税負担というのが協会けんぽと比べても倍近くになってしまうということが、今確認できました。もう1点確認したいのが、この賦課限度額を引き上げるということで、先ほど申しあげましたように、低所得者の負担を軽減するということで、今このように進めてきているんですけども、実際にこれ2008年から後期高齢者医療制度が始まって以降、こういう賦課限度額を引き上げというのが行われてきたんですけども、その間で低所得者の負担が軽減しているのかどうかというのを確認したいんです。2008年度当初はまだ試算割がありましたので、その試算割がなくなって以降の金額と、2023年度の金額とを確認したいんですけども、今回5割軽減と2割軽減の改正が出てますんで、この世帯の保険税が今年度の改定でどうなるのかということと、もうひとつは世帯割がなくなった年の5割軽減、2割軽減の家庭の国保税負担についてわかる範囲で構いませんので、教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 県単位化が始まり、試算割課税が廃止されました。平成30年度は比較できる税率体系となりますので、平成30年度と令和5年度を比較させていただきます。夫婦2人と子ども2人の4人世帯をモデルといたしますと、5割軽減の上限所得の世帯では平成30年度から令和5年度は2万8,300円、2割軽減の上限所得の世帯では5万4,800円、それぞれ平成30年度から増額しているという状況になります。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今確認できましたように、当時の金額ということではなくて、そこから比べてどれくらい上がっているかということと答えていただきましたけども、こういうふうに賦課限度額を引き上げしても、低所得者の方の負担は増えていると確認できました。結局このやり方でいきますと、国保税というのは際限なく引き上がってしまうということで、私は以前から言っているように、国保税の構造的な問題を解決していくことが必要だと思いますので、今回この専決処分につきましては、これまでは賛成

の立場をとってきましたけど、今回については承認できないということで申しあげておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかにありますか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第4号に関する質疑を終結します。

承認第4号については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。  
初めに、本案を承認することに反対の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員

○12番（木澤正男君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）について、反対の立場から意見を申しあげます。

今回の条例改正では、令和5年度の地方税制の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げが行われ、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が20万円から22万円へと2万円引き上げられました。一方で、均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定所得の基準額の見直しにより、5割軽減、2割軽減の対象世帯に対する負担軽減措置がなされています。一見すると、高額所得者の負担を増やし、低所得者の負担軽減を図っているととれますし、先ほども申しあげましたように、ここ数年は私自身もこの改定には賛成をしてきました。しかし、これでは、国民健康保険制度がかかえる矛盾が解決できません。後期高齢者医療制度が創設をされました2008年以降、今年で15年目となりますが、当時、68万円だった賦課限度額は今回の改定もあわせまして、104万円とおよそ1.5倍となり、36万円も上がっています。厚生労働省は賦課限度額の引き上げを高額所得者に応分の負担をお願いすることで、低所得者の負担を少しでも軽減するためと説明していますが、賦課限度額を1.5倍に引き上げても低所得者の負担は下がるどころか上がり続けてきたのが、この15年間の現実だと思います。今の仕組みでは、国保税は青天井にあがっていくことを示しており、低所得者の負担を軽減するためには、私は公費を投入する、公費負担を増やすことによって、国保の構造的な問題を解決する以外にはないというふうに考えます。

日本共産党は、社会保障や税のあり方について、「負担は能力に応じて、給付は平等に」という「応能負担の原則」から健保や共済などの被用者保険については、保険料の負担上限を引き上げ、大企業役員などの高額所得者に応分の負担を求めることを提案しています。しかし、これまでも繰り返し述べてきたように、国民健康保険には被用者

保険と比べて構造的な違いがあります。ひとつは、被保険者、家族数に応じた均等割負担があるため、世帯人数が増えるに従って限度額に到達する所得が下がり、子どもの人数が多いほど低い所得で限度額を負担しなくてはならないという問題です。二つ目は、サラリーマンなどの被用者保険の場合は保険料率が比較的均衡していることや、標準報酬月額によって保険料が決まるため、所得が多くなるにつれ保険料負担が増えますが、国保の場合は、自治体ごとに定める保険料率が高い場合は低い所得で賦課限度額に到達するという問題があります。そして何より、国保の被保険者は、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険であるとともに、事業主負担がないということです。さきほどの質問では、斑鳩町の場合、限度額の104万円に達するのは標準世帯でおおよそ年収920万円の家庭になるということですが、協会けんぽで920万円の収入がある方の保険料は107万円ということですが、本人負担は53万円程度と国保税のおよそ半分となります。このように国保と協会けんぽでは保険税、料に倍の開きがあり、課税限度額を引き上げれば、格差はますます広がり、不公平がますます深刻化することになります。

もともと、現行の国保制度がスタートした当初、政府は、国民健康保険は、被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要があると認めていました。ところが、1984年の法改定で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者もかつては、7割が農林水産業と自営業でしたが、いまでは43%が無職、34%非正規労働者などで、あわせて8割近くになっています。国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化、高齢化、重層化が進むなかで国保税の高騰が止まらなくなっています。国保の構造的な危機を打開するためには、公的負担を増やす以外に道はないものというふうに考えます。そのメインは当然、国になりますが、私は改めて町の一般会計からの繰入れを提案したいと思います。そして、勝手なルールをつくって市町村に押し付けている県こそ、保険者としての責任をしっかりと果たし、被保険者に対する負担軽減策を講じるべきではないかというふうに考えます。何度も言いますが、かかる費用を全て保険税で賄うという今のシステムでは、被保険者の負担は限界にきており、協会けんぽなどと比べて保険料水準に大きな格差があるなかで、各保険者の実態を考慮せず一律に限度額を引き上げていくという手法も、もはや限界に達していると考えます。そうではなく、国保の構造的な矛盾を解決していくという方向での検討をすすめ、国民皆保険制度の最後の受け皿としての役割を果たせるよう、せめて他の健康保険並みの負担率

になるよう、国、県、町がそれぞれ知恵を出し合うことを強く求めます。

この条例改正については、専決処分ということで、すでに執行されていますが、私はこの議案につきましては承認できないということを申しあげまして、私の反対意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を承認することに賛成の議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）についてを賛成する立場から意見を申し述べます。

今回の課税限度額の改正は、高齢化の進展に伴って医療費の増加が見込まれるなか、中間所得層の負担軽減を見据えて引き上げられたもので、高額の所得を有しておられる加入者には負担増となりますものの、引き上げについては理解するものであります。

このことから、この町長専決処分について承認を求める議案について特段反対するものではないと考え、賛成いたします。議員皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

承認第4号について、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、承認第4号については、賛成多数で、承認されました。

続いて、日程14. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号については、委員会付託を省略します。

本案について、理事者の提案説明を求めます。

本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求める

ことについて（令和４年度斑鳩町一般会計補正予算（第１６号）について）につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

承認第５号

町長専決処分について承認を求めることについて

（令和４年度斑鳩町一般会計補正予算（第１６号）について）

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和４年度斑鳩町一般会計補正予算（第１６号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和５年５月９日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続いて、２枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第３号

専決処分書

令和４年度斑鳩町一般会計補正予算（第１６号）について

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和５年３月２９日

斑鳩町長 中西和夫

本件は、去る令和５年３月１６日開催の総務常任委員会におきまして、ご報告させていただいたものでございます。会計検査院からの指摘により明らかとなりました学童保育等の放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て交付金の算定において、学童保育の開所日数算定に係る要件を満たしていないものについて、国において全国的な調査が行われ、本町においても同様の取扱いをしていたため、当該交付金の返還手続きが必要となったものでございます。

具体的には、利用する児童が少数である土曜日等の学童保育において、二つある学童保育室を合同で開所した場合に、一の保育室の開所として取り扱うべきところ、二の保育室の開所として算定していたもので、令和２年度から過去５年について確認を行い、返還額は国庫分１９７万５千円、県費分１９７万５千円となったものでございます。

今回の補正予算は、うち国庫分１９７万５千円について、令和５年３月２９日付で交付金の再確定及び返還の通知を受けましたことから、当該交付金の返還に係る予算補正

に関し、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正する補正予算につきまして、当該通知と同日の令和5年3月29日付で専決処分させていただいたものでございます。それでは、補正予算の内容について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の4ページをお願いします。第3款 民生費 第2項 児童福祉費、第4目 学童保育運営費で、交付金の返還に係る償還金197万5千円について増額の予算補正をさせていただいたものでございます。第12款 予備費では今回の予算補正に要する財源197万5千円について充当させていただいております。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正する。

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月29日 専決

斑鳩町長 中西 和 夫

今回の事案につきましては、会計検査院からは都道府県の実績報告の審査や国における交付金の算定に係る開所要件の周知徹底が十分でないことも指摘をされておりますが、市町村における理解が十分でなかったことがその大きな要因であり、今後、このようなことのないよう、制度の内容等をしっかりと確認したうえで事務を執行してまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第16号）について）の説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜り、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第5号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、承認第5号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程15. 承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、承認第6号については、委員会付託を省略します。

本案について、理事者の提案説明を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) それでは、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)について)につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年5月9日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第6号

専決処分書

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、平成緊急内水対策事業において、令和4年度に用地購入を予定しておりましたが、地元協議等に時間を要し令和4年度内の事業完了が見込めないことから、令和5年3月31日付けで専決処分させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、補正予算書の2ページをお願いいたします。第1表 繰越明許費補正 第7款 土木費、第3項 河川費、事業名 平成緊急内水対策事業 金額6,611万5千円の追加を行ったものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第17号）

令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 既定の繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和5年3月31日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、承認第6号 町長専決処について承認を求めることについて（令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第17号）について）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第6号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第6号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号については、満場一致で承認されました。

続いて、日程16. 報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、報告第6号については、委員会付託を省略します。

本案について、提出者の報告を求めます。

北住民生活部次長。

○住民生活部次長(北典子君) それでは、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第6号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年5月9日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第8号

専決処分書

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種実施期間が令和5年度の1年間延長したことに伴い、5月開始の春夏接種を実施していくにあたり、必要な体制整備や接種に要する費用の計上と、これに係る国庫支出金の受け入れについて、令

和5年4月1日付けで、専決処分をさせていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いましめてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の8ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算についてです。第15款 国庫支出金 第1項 国庫負担金では、第4目 衛生費国庫負担金でワクチン接種のための基本的な必要経費に対して負担金が交付されることから、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金3,711万6千円を増額させていただいたものです。次に、第2項 国庫補助金 第3目 衛生費国庫補助金では、ワクチン接種のための、その他、運営等に必要経費に対して補助金が交付されることから、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,158万4千円を増額補正させていただいたものです。

10ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算についてです。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、ワクチン接種に必要な経費として6,870万円を増額補正させていただいたものです。その主な内容としましては、第1節 報酬で、臨時看護師等の雇用に係る費用、第2節 給料で、ワクチン接種相談窓口の臨時職員の雇用、第3節 職員手当等で、一般職員の時間外勤務手当や臨時職員の手当、第4節 共済費で、臨時職員の共済組合負担金、第7節 報償費で、ワクチン接種に係る医師謝金、第10節 需用費で、接種業務の衛生用品等の消耗品費及び接種券や予診票等の印刷製本費や光熱水費、第11節 役務費で、接種券等の郵送料や産業廃棄物処理等の手数料や医師等に対する保険料、第12節 委託料で、ワクチン接種に係る薬剤師会や医師会への経費、また、会場までの移動支援に係る経費や会場の運営、第13節 使用料及び賃借料で、ワクチン接種予約システム利用料、第18節 負担金補助及び交付金で、ワクチン接種に係る医療機関への接種負担金となっております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,848,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月1日専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第6号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第6号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第6号については終わります。

続いて、日程17. 報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、報告第7号については、委員会付託を省略します。

本案について、理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第7号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年5月9日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第9号

### 専決処分書

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月12日

斑鳩町長 中西 和 夫

このたびの本補正予算は、観光庁所管のインバウンド促進を目的とする観光再始動事業において当町が事業申請していましたが、法隆寺の世界文化遺産登録30周年を記念した「日本が世界に誇る仏教文化の特別な体験コンテンツ造成事業」が採択内定を受けたことに伴う国庫支出金の受け入れ及び事業実施に要する経費の計上につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年4月12日付で専決処分させていただいたものでございます。本事業につきましては、国が全額負担する調査事業となっており、その目的は、2025年の大阪・関西万博に向けて、インバウンドの本格的な回復を図るため、観光回復の起爆剤となる特別なとりくみを全国で集中的に実施することを通じて、観光需要の回復やインバウンド促進の方向性について検証することとされております。当町の事業内容としましては、今年度、法隆寺敷地内で開催を予定しております「和のあかりと未来へのひかり」に合わせてのデジタルアート演出や、法隆寺、中宮寺での写経、茶道体験、多言語案内環境の整備などを予定しているところでございます。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いまして、ご説明申しあげます。

恐れ入りますが、補正予算書の8ページと9ページをお願いいたします。

第15款 国庫支出金、第3項 国庫委託金、第4目 商工費国庫委託金 第1節 観光費委託金で、観光庁から採択内定を受けました観光再始動事業委託金7,950万円を増額補正させていただいたものでございます。

次に、10ページと11ページをお願いいたします。歳出予算でございます。第6款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費、第12節 委託料で、観光再始動事業の実施にあたり、インバウンドが体験できる旅行商品やイベント等の造成から販路開拓までの一貫したとりくみが必要であり、民間事業者への事業委託を実施することから、観光再始動事業委託料7,950万円を増額補正させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させて

いただきます。

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,928,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月12日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第7号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第7号については終わります。

続いて、日程18. 報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、報告第8号については、委員会付託を省略します。

本案について、理事者の報告を求めます。

北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） それでは、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

報告第 8 号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和 5 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 3 号) について)

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

令和 5 年 5 月 9 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第 10 号

専決処分書

令和 5 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 3 号) について

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 18 日

斑鳩町長 中西 和 夫

本補正予算は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する支援として、迅速な対応が必要となった低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費の計上と、これに係る国庫補助金の受入れにつきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 18 日付で専決処分させていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の 8 ページをお願いいたします。はじめに、歳入予算についてです。第 15 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金では、第 2 目 民生費国庫補助金で、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯への支援として、給付金を支給するにあたり、その支給に係る費用が補助対象となることから、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 1,997 万円を増額補正させていただいたものです。

10 ページをお願いいたします。歳出予算についてです。第 3 款 民生費、第 2 項 児童福祉費では、第 6 目 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費で、給付金及びその支給に必要な事務費として 1,997 万円を増額補正させていただいたものでござい

ます。その主な内容としましては、第1節 報酬で、臨時職員の報酬及び期末手当、第3節 職員手当等で、一般職員の時間外勤務手当、第4節 共済費で、臨時職員の社会保険料等、第8節 旅費で、臨時職員の費用弁償、第10節 需用費で、事務用品等の消耗品費及び案内通知や封筒等の印刷製本費、第11節 役務費で、案内通知等の郵送料等、第12節 委託料で給付管理システムの改修費、第18節 負担金補助及び交付金で、対象児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金となっております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

#### 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,970千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10,948,170千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月18日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第8号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第8号については終わります。

ここでお諮りします。

皆さんのお手元に配布しております、追加日程1. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、

審議することに決しました。

議会運営委員長から、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願ひします。

以上で、本臨時会に付議されました各議案については、すべて終了しました。

閉会に先立ちまして町長からごあいさつをお受けいたします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 令和5年第2回町議会臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてなど、9議案を提出させていただきましたところ、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、選挙後初議会ということで、今後の議会運営に関わります正副議長はじめ各常任委員会委員選出等にあたりましては大変ご苦勞いただき、改めてお礼を申し上げます。

今後におきましても、より一層の町政の発展に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、何卒ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、議員皆様方には、ますますご健勝にて議会活動にご精励を賜りますよう心からお願いを申しあげ、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(中川靖広君) これをもって、令和5年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後0時13分 閉会)